ハイ！消費生活相談員です

害虫駆除のトラブルにご注意～若い世代でトラブル急増中～

（２０２４年１０月号）

ゴキブリやハチなどの害虫駆除の相談が全国の消費生活センターに多数寄せられています。

【事例１】
部屋でゴキブリを発見した。インターネットで見つけた業者に電話し、駆除を依頼。作業が終わり、２８万円を請求された。手持ちの現金で１３万円を支払い、残りは来月払うことになった。高額なのでクーリング・オフできるか。

【事例２】
一人暮らしをしている家族が、料金５千円からというインターネット広告を見て、ハチの駆除を依頼した。駆除業者から明細と１４万円の請求書を渡されたので、クレジットカードで支払った。賃貸の管理会社に確認したところ、６万円でできることが分かった。クレジットカードの支払いを止めたい。

【アドバイス】
・極端に安い価格を表示しているサイトや広告には注意。
・不安をあおり契約を急かす業者には注意。
（参照：国民生活センタートラブル事例より）

害虫駆除に困ったときには滋賀県ペストコントロール協会（電話番号：077-562-3964）に相談してみましょう。日本ペストコントロール協会のホームページでは「自分でできる害虫などの予防・駆除の仕方」を紹介しています

消費生活に関するご相談は
草津市消費生活センターまで！
☎077-561-2353（直通）

または**消費者ホットライン** ☎188（いやや）

（※最寄りの相談窓口につながります）